

自動販売機の設置に関する説明書（消防本部庁舎）

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所

1 施設名称	多治見市消防本部庁舎
2 所在地	多治見市三笠町 2 - 21
3 設置場所	1 階玄関ホール
4 庁舎建築概要	1 規模 地上 4 階 地下 1 階建 2 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（平成 23 年耐震補強工事済） 3 延べ面積 3043.38 平方メートル 4 敷地面積 5421.67 平方メートル
5 フロア構成	1 階 南消防署 2 階 消防総務課、予防警防課 3 階 講堂、会議室 4 階 通信指令課
6 開庁日及び時間	【消防総務課及び予防課】 8:30～17:15（土日、祝日、年末年始を除く） 【南消防署及び救急指令課】 常時開庁
7 消防本部庁舎の職員数	72 人（嘱託、臨時職員含む）
8 消防本部庁舎利用状況	【講習会等】 2,124 人／116 回（令和 5 年度実績）
9 施設内にある自動販売機の状況	【1 階玄関ホール】 自販機スペース（1.6 m ² 幅 1.6m×奥行 1.0m） 【食堂】 岐阜県身体障害者協会多治見支部貸出スペース（1.8 m ² 幅 1.5m×奥行 1.2m）

土地〔又は建物〕賃貸借契約書

賃貸人 多治見市（以下「甲」という。）と賃借人 ●●●●（以下「乙」という。）
は、次の条項により土地〔又は建物〕賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約物件）

第1条 甲は甲の所有する行政財産である次の物件（以下「契約物件」という。）を乙に貸し付け、乙は契約物件を自動販売機の設置の用に供するため、借り受けるものとする。

土地の所在 多治見市

地目（台帳）

地積（台帳） m^2

貸付面積 m^2

自動販売機の台数 台

〔又は建物の場合〕

所在地 多治見市

施設名称

貸付箇所

貸付面積 m^2

自動販売機の台数 台

2 乙は、契約物件を前項の目的以外の用に供することはできない。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（貸付料及び支払方法）

第3条 貸付料は、年額●●●円（自動販売機に係る光熱水費〔建物の場合：並びに消費税及び地方消費税相当額〕を含む。）とする。

2 乙は、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する日（以下「納期限」という。）までに一括して貸付料を支払うものとする。

3 既納の貸付料は、これを返還しないものとする。ただし、第12条第2項の規定又は乙からの申出により本契約を解除する場合は、未到来月（1月に満たない期間は、これを切り捨てる。以下同じ。）の貸付料に相当する金額（以下「返還金」という。）を返還するものとする。

4 返還金の額は、貸付料の年額を12で除して得た額に未到来月数を乗じて得た金額に相当する額とする。

(遅延損害金)

第4条 乙は、貸付料を納期限までに納入しないときは、遅延損害金を甲に支払わなければならない。

2 遅延損害金の額は、貸付料の未納額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する割合を乗じて得た額とする。ただし、うるう年の日を含む期間についても、1年を365日として計算する。

3 甲は、乙が貸付料を納期限までに納入しなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、遅延損害金を減免することができる。

(費用負担)

第5条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(維持管理)

第6条 販売品の補充、賞味期限、金銭の管理その他の自動販売機の維持管理は、乙の責任において適切に行わなければならない。

2 乙は、関係法令等を遵守するとともに衛生管理及び感染症対策の徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行わなければならない。

3 自動販売機の故障、苦情等については、乙の責任において速やかに対応するものとする。

4 乙は、前項の故障、苦情等についての連絡先を自動販売機に明記しなければならない。

(第三者への損害賠償義務)

第7条 乙は、自動販売機に起因して第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰する事由による場合を除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合は、甲は乙に対して求償することができるものとする。

(報告)

第8条 乙は、契約物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

2 乙は、自動販売機に係る事故、事件等が発生した場合は、その事由にかかわらず直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、契約物件を使用しないときは、あらかじめ甲にその旨を報告しなければならない。

4 乙は、自動販売機を設置しようとするときは、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第9条 甲は、自動販売機、当該自動販売機で販売する商品、当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難若しくは毀損又は停電等による売上げの減少等について、甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責めを負わない。

（自動販売機の交換）

第10条 乙は、設置した自動販売機を他の自動販売機に交換しようとするときは、あらかじめ甲に協議しなければならない。

（転貸等の禁止）

第11条 乙は、契約物件を転貸し、又はこの契約により生ずる賃借権を第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に提供してはならない。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、乙に対し通知、催告を要することなく本契約を解除することができる。

（1） 貸付料を納期限までに納付しないとき。

（2） 本契約に定める義務を履行しないとき。

（3） 甲の信用を失墜させる行為をしたとき又は乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

（4） 多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年告示第200号）第3条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

（5） 前各号のほか、甲が本契約を継続しがたいと認めたとき。

2 前項の規定によるほか、甲又は国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため契約物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第13条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 前条第1項の規定又は乙からの申出により、本契約を解除した場合において、乙に損失が生じたときは、乙は、甲に対し一切の補償を請求できないものとする。

3 本契約の終了後（前条の規定により解除した場合を含む。以下同じ。）、乙が契約物件を明け渡さないときは、乙は、本契約の終了の日の翌日から明け渡しの日までの期間に応じ、1月（1月に満たない期間はこれを切り上げる。）当たり、貸付料を12で除して得た額に100分の105を乗じて得た額に相当する額を甲に支払わなければならない。

4 第4条第3項の規定は、前項に規定する損害金について準用する。

（契約物件の返還）

第 14 条 本契約の終了後、乙は、契約物件を甲の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が認めたときは、この限りでない。

2 前項本文の場合に、乙がその義務を履行しない場合は、甲は乙の費用で契約物件を原状に復することができる。

（有益費等の請求権の放棄）

第 15 条 乙は、前条の規定により契約物件を返還する場合にあっては、契約物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の費用があっても、これを甲に請求することはできないものとする。

（疑義の決定）

第 16 条 本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項が生じたときは、甲、乙、双方誠意をもって協議し、その処理にあたるものとする。

（契約の費用）

第 17 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（合意管轄）

第 18 条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）は、多治見簡易裁判所又は岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 多治見市日ノ出町二丁目 15 番地

多治見市

代表者 多治見市長 高木貴行

乙 住所

氏名

仕 様 書

1 設置

- (1) 震度 5 以上の震災その他同程度の災害発生時に自動販売機内の飲料を無償で開放すること。
- (2) 災害時に自動販売機が稼働出来るよう、非常用電源として自動販売機内の飲料を全て取り出せるだけのバッテリーを備え付けていること。
- (3) 自動販売機内の飲料を無償で開放するための方法は、開錠鍵の手動操作によること。
- (4) 当該自動販売機が災害時に無償開放を行う旨を明示すること。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。
- (6) 賃貸人の指定した設置場所に変更が生じる場合は、賃貸人と賃借人が協議を行い変更するものとする。
- (7) 自動販売機の設置台数は 1 台とし、放熱余地・回収ボックス設置部分を含め、貸付面積の範囲に収まること。
- (8) 自動販売機は、電気の使用量を計る専用メーターを設置すること。
- (9) コンセントは、自販機コーナー平面図の壁面、床上 0.3 メートルの位置にあり、接続機器は、コンセント 100V、20A 以下とすること。

2 機器設置の条件

省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3 販売品目の条件

販売品目は、次の①又は①及び②とし、商品の具体的な構成については、甲との協議によること。

① 缶又はペットボトルなどの密閉式かつ蓋ができる容器入りの清涼飲料水、牛乳等の飲料

② 密封包装されたパン・シリアル類、菓子等の食品

4 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類又は品目に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認し、日本産業規格(JIS)の据付基準又は(社)日本自動販売機工業会作成の自動販売機据付マニュアルを遵守した上で転倒防止等に配慮し安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において対応すること。

5 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。